

第3回 さいたま市区役所のあり方検討委員会 会議録

1 会議名	第3回 さいたま市区役所のあり方検討委員会
2 開催日時	平成22年4月28日(水) 午後2時から午後4時まで
3 開催場所	市役所 議会棟2階 第7委員会室
4 出席者名	<p>(1) 委員 16名(敬称略)</p> <p>伊藤巖、大澤謙治、兼杉文子、川鍋隆、木村美穂、國島徳正、齋藤友之、須藤順子、富樫久江、丸山繁子、渡辺紀子、島田正壽、吉野啓司、小山茂樹、鶴田修、都倉正敬</p> <p>(2) 事務局等 17名</p> <p>清水正直 (区政推進室長)</p> <p>比企邦雄 (区政推進室参事、区役所あり方見直しプロジェクトチームリーダー)</p> <p>有住勇人 (区政推進室副参事、区役所あり方見直しプロジェクトチームサブリーダー)</p> <p>上野聡 (区政推進室参与)</p> <p>矢沢浩 (区政推進室主幹)</p> <p>浜崎宏治 (区政推進室主幹)</p> <p>《区役所あり方見直しプロジェクトチームメンバー》</p> <p>井原優 (総務課長)</p> <p>高見澤章 (人事課長)</p> <p>渋谷貴之 (財政課長代理財政課総務係長)</p> <p>石塚晃 (税制課長)</p> <p>志村忠信 (健康増進課長)</p> <p>伊藤芳男 (土木総務課長)</p> <p>真々田和男 (行財政改革推進本部副参事)</p> <p>矢島達也 (西区くらし応援室長)</p> <p>本澤明 (桜区区民生活部長)</p> <p>大田原貞夫 (見沼区健康福祉部長)</p> <p>丸山泰仁 (桜区健康福祉部長)</p>
5 議題及び 公開・非公開の別	議題 8 内容 のとおり 公開・非公開の別 公開
6 傍聴人の数	0人
7 審議内容	8 内容 のとおり

8 内容

(午後2時開会)

平成22年4月1日付けの人事異動に伴い、市側の委員に変更があったため、吉野啓司委員、小山茂樹委員、鶴田修委員、都倉正敬委員が自己紹介。

平成22年4月1日付けで事務局の市民局市民部区政推進課が市民・スポーツ文化局区

政推進室に変更となった旨、報告。清水区政推進室長、上野区政推進室参与が自己紹介。平成22年4月1日付けの人事異動に伴い、プロジェクトチームメンバーに変更があったため、財政課長代理渋谷財政課総務係長、志村健康増進課長、伊藤土木総務課長、真々田行財政改革推進本部副参事、本澤桜区区民生活部長、丸山桜区健康福祉部長が自己紹介。

## (1) 議事

齋藤委員長を議長として、進行された。

### 区役所の窓口サービスに関するアンケート(報告)

#### (事務局)

アンケートの目的を大きく2つに分け、1つ目として、区役所等で取り扱って欲しい業務についての市民ニーズを探ること。2つ目として、区役所等の窓口サービスの充実を図るための方策を探ることを目的に実施することとした。

問1から問1の3までで、区役所等での目的達成状況を、問2で区役所等で取り扱ってほしい業務を、問3から問5の2までで、区役所の時間外窓口に関することを、問6で区役所に関する要望を自由記載でおたずねする。

ページ数で8ページ、質問総数は問1から問6までの計15問とし、そのうち2問が自由回答。最後に、回答者の属性となっている。

実施時期を5月中旬、回収したアンケートの集計及び分析作業を6月上旬までに終らせ、6月中旬頃までにはアンケートの結果報告をさせていただきたいと予定している。

#### (議長)

前回(案)との最大の変更点は、前回資料の満足度の部分を削除したということになる。

そもそも本庁から区役所に委譲できるような事務はどれほどあるのかということについての問いに対して、現行のプロジェクトチームで挙げた結果、基本的には、800を超える仕事があった。それについて、具体的に、区役所の方に出せる可能性があるというものが現状で、実現可能かどうかは別として、可能性だけで、132程度想定できるという状況だった。それらを踏まえて、具体的にアンケートに回答しやすいように選択項目を設けたらどうかというようなこともしたが、現実にはその類型化をして、市民の方が答えやすいかどうかというのを挑戦はしてみたが、現実には類型化すればする分だけ、分かりづらい部分も発生し、何よりも132ということを類型化して市民ニーズを測ったとしても果たしてそれが、区役所ベースで本当にできるかどうか。今はいずれの自治体も行革ということで、定員増は想定されていないため、定員を減らすことはあっても増やすことはありえない中で、現有資源の区役所の中で、本当にできるかどうかということを考えると、今単純にでたものを市民に公表して、過大な期待を与えても無意味になってしまう可能性もあるため、私の方で、やむを得ずフリーアンサー、自由記述で欲しいものを探っていこうということで基本的には落ち着いた。

アンケートの趣旨については、ニーズを探るということと、既存のサービスの改善、充実するための点からやはりニーズを探るという二点でデータは活用させていただきたいということで明確に定まっていると思う。ということをつまえて、何かこのアンケートについて、

質疑等があれば。

( A 委員 )

土木事務所という表記は建設事務所ではないかなと思う。

( 事務局 )

そのように、訂正させていただく。

( A 委員 )

それから、最後の職業のところ。数字の並べ方に統一を取ったほうがいいと思う。

( 事務局 )

統一させていただく。

( 議長 )

ありがとうございます。ページ数は減ったということで、幾分は回答はしやすくなっているだろうと思う。フリーアンサーの部分も残っているが、極力自由記述で書いていただいた部がどの業務に当たるのかは、事務局サイドの方で読み込んでいくということで、集計はさせていただきたいと思う。

あいにく、結果は、次の5月の委員会には間に合わないが、その次までには、必ず皆さんのお手元に事前にアンケートが行くようにしたい。

では、この件については、よろしいか。

委員、了承

ありがとうございます。それでは、先程の修正点を的確に直した上で、アンケートの実施をよろしく願いたい。

#### 区役所の位置づけ・基本的役割について

( 事務局 )

この資料については、区長の権限あるいは窓口業務を検討していただく上で、本庁と区役所の役割分担が現在どのように整理されているか、ここで現状を報告させていただくために提示させていただいた。これは、平成15年4月の政令市移行に向け、市役所の組織、機構の全面的な再編成を行うにあたり、市の基本的な考え方として整備したもの。

区役所を地域における総合的な市民サービスの拠点機関として位置づけられた。

区役所の基本的役割は、4点に整理されており、1点目が、分権社会を見据え、地域振興の拠点として、市民ニーズや地域の課題に総合的に対応するという役割。2点目が、縦割りの組織にとらわれることなく、市民の日常生活に密着したサービスを完結的に提供するという役割。3点目が、市民に開かれた行政を展開し、区政への市民参加を進めるという役割。4点目が、区単位でのさまざまなイベント、コミュニティ活動などを支援し、地域の活性化や個性あるまちづくりを進めるという役割。

次に本庁と区役所の事務配分ということで、まず、本庁事務として4点。

ア、全庁的な企画で、基本計画を定めるとしたものの、イ、広域的・統一的な処理が必要な事務で、環境対策、あるいは廃棄物処理等。ウ、大規模施設の設置・管理及び高度の専門的技術を要する事務で、保健所あるいは病院など。エ、予算や人事などの内部管理事務で、予算編成とか、人事・給与・福利厚生にかかるもの。

次に、区役所事務として整理されたものだが、こちらも4点。

ア、市民の日常生活に関連した事務で、戸籍あるいは住民基本台帳、税あるいは福祉関係、国民健康保険、国民年金等。イ、地域振興で、広報広聴、交通安全、区民会議、区の自主事業の企画等。ウ、地域の環境整備で、道路の維持補修、公園施設の維持補修等。エ、地域施設との連絡調整で、コミュニティセンター及び地区公民館との連絡調整等。

次に、さいたま市区における総合行政の推進に関する規則で、これは平成15年3月31日に制定されたもの。先程の組織機構の再編成に当たっての基本的な考え方というものを、この規則の第3条で基本原則ということで、役割をさらに再整理したものとして、規則上記載されている。

ここでは、区における総合行政の推進は、区役所が次に掲げる役割を担うことを基本原則として行うものとするということで、4点に整理されている。

1点目、市民生活に密着したサービスを完結的に提供できる拠点であること。これは、先程の「2 区役所の基本的役割(2) 縦割りの組織にとらわれることなく、市民の日常生活に密着したサービスを完結的に提供する」と同内容となっている。

2点目、市民参加による地域の個性を生かしたまちづくりの拠点であること。

3点目、住民ニーズの施策への反映の拠点であること。

4点目、それら住民のニーズそういったものを吸い上げるあるいは、市側の情報を開かれた行政ということで、提供するという、情報の受信及び発信の拠点であること。

(議長)

これまでの会議の中で特段大きな論点にはしてこなかったが、そもそも、区役所というのをどう位置づけるかと、抽象論になるかもしれないが、既存の規則を前提とした上で、改めて、区役所の位置づけ検討してまいりたい。

先程の資料4の方で説明いただいた規則と比べると、微妙に表現が変わっている部分もあり、規則の部分を中心に修正というか、より具体的な内容に変えていこうということが、主流のようになっている。

そういった前提があるということで、区役所の位置づけ、それから基本的な役割、この2つを中心に議論したい。

まず位置づけということで、例えば拠点にランクを設けなくてはいいいのか、第2の拠点があつていいのか、第1かということを考えれば、対住民サービスに考えれば、この拠点機能というのは、第一義的な拠点機能だという考えもあるが。

(B委員)

位置づけという意味では、言葉で表現するのは、ここにある内容のとおりかなと思う。

(C委員)

一番市民に近いところが区役所だろうと思う。本庁の事務については、もう少し大きいくくりでの計画だとか、管理だとかになるかと。

(議長)

本庁と区役所では、訪れる市民の方の認識がだいぶ違う。拠点というのは最も身近な拠点、第一義的な拠点機能。身近なといった部分がより強調されたほうが、わたしたちの区役所だという意識がでるかもしれない。

このような総合的な市民サービスの拠点であるというところに、身近なとか、第一義的なとかというようなニュアンスがあったほうがというような感じで、位置づけはよろしいでしょうか。

異議なし

(議長)

続いて、その位置づけに基づいて、区役所の果たすべき役割について、御意見をいただきたい。

(B委員)

基本的な役割の中で、(1)の分権社会を見据え、地域振興の拠点としてあるんだと、これはこのとおりであってほしいと思うが、現実には、わたしが市民として区役所を見る目線から見るとここに一番不十分な点があるのではないかと思う。

具体的には、2点。

地域振興の拠点として、市民ニーズや地域の課題に総合的に対応するということが、区役所の事務ということで、3の(2)に具体的に標記はされています。アの市民の日常生活に関連した事務をなくしたら区役所の存在意義を問われるところなので、この日常生活に関連した業務は間違いなくある。

イの地域振興という点だが、ここに広報・広聴、交通安全、区民会議。最後に区の自主事業の企画等となっている。一番不十分だと思われるのは、この部分だと思う。区の自主事業が見えてこない。住んでいる区によって違いがあるのかもしれないが、ここが、一番不十分ではないか。では、どうしたらいいか。この組織表の中、コミュニティに相当すると思われる、コミュニティ課というのがあるが、現在のコミュニティ課とは、私が感ずるところでは、区民会議のお世話をするところ。その他の自主事業とはなんなんだろうと。これが第1点。

じゃあ、これをもっと充実するにはどうしたらいいんだろうかということになるかと思うんですが、私はコミュニティ課ではなく地域振興課と名づけて、人材を補強して予算も現在はおそらく数百万あるかないかだと思うが、これをせめて1億ぐらいの事業規模にすべきではないか。今の、区まちづくり推進事業1億数千万円あるようだが、ほとんどが土木関係の費用であって、それ以外の自主事業に相当するようなものは、見当たらないというのが現状。

自主事業に相当するものを、せめて1億ぐらいの枠に拡大して展開するという方向付けをすれば、地域も活性化するだろうし、区役所のあり方、存在も大きく変わってくるのではないかというふうな期待ができるのでは。

もう1点は、防災などとあるが、防災というのは非常に重要な命題であると思う。本庁には、危機管理部というのが組織的にあるが、各区において危機管理を要するような事態に遭遇したときに、どのような対応ができるか不安を感じている。区民はどんな行動をとるべきなんだろうか、どこからどういう指令系統がくるんだろうかというような訓練は、私自身20数年間大宮区に住んでいるが、受けた記憶はない。

自治会組織で防犯・防災訓練はなくはないが、組織的に見て、この危機管理、防災に相当する危機管理の状態を少なくとも知らしめるような、体制が組織的に見当たらない。

特に、この2点を、日ごろの区役所に対するひとつの不十分な点として見ているところとして言わせていただいた。

(議長)

1点目。自主事業というのが本来重要だと思うが、この部分が不十分。

2つ目、それを前向きにどうしようかと考えたときに、アイデアとしては、従来自主事業のときの市民の参加のお手伝いをしてくれるコミュニティ課などを、もう少し組織を充実させて、例えば地域振興課のような形に変えて、具体的な対応を促進したらいかがか。

3つ目は、区役所の中で重要な役割ってというのは、やっぱり危機管理で、中でも防災という点から見ると、市民に対して、具体的な行動を促すようなことが徹底されていないため、実際に災害が起こったらと考えると、極めて危機管理が甘いのではということ。

特定の課に特定の機能を増やして、充実させるという、確かにこれはアイデアだと思いますが、その前段で、この地域振興というような大きなことばで書いてしまうと、区でやれる権限なり、予算なりというのは、限られていると思う。議論をさらに進める上で、事務局に確認したいが、この地域振興というのは、区がフルセットでまかなえる、全部対応できることをイメージしているのか、あるいは、区の地域振興というものを区に位置づけたときに、限定的なものか、どういう想定だったのかというのを、できる範疇で提供していただければ。

(事務局)

基本的にこの地域振興という、広聴・広報、交通安全といったものは、当然ながら、市の方に大きな事務として、本庁の側も持っているという中で、一定の区域に限られた部分での広報・広聴であり、交通安全でありというかたちになっている。

区の地域振興といったときには、全市的な計画に則った中で、区の一定の区域の中について全てやるというやり方や、限定的なやり方だと、その辺は選択という形になってくるか。

(議長)

要は、私たちが地域振興といったときには、普通、一般市民から考えれば、経済開発的なものを思い出してしまうような気がする。現に、私の授業の中でも、地域振興イコールまちづくりとすごく大きな意味あいを取られている。限定的にいうときには、第3セクターつくとか、商店街活性化するとか。基本的には、地域振興とは、大雑把な概念。そうすると、広報・広聴とか、安全というときに、地域振興はこの中に入っていない。

ただ、さいたま市の場合には、こういう分類に入っているので、おそらく自主事業って言うのが、地域振興の具体的な住民の発案や、区職員の人たちの自発的な発意によって、区域の何らかの活性化を促すものを地域振興だととらえているのではないか。

これをどうするかという2点目のお話については、後で議論する組織権限、人事権のところらせていただいて。

それから、今日の予定にはないが、予算について、予算が増えることは想定できないが、今後検討される、区からの予算編成提出権のところ提出するテーマでよろしいか。

(D委員)

後で、資料6の区長の組織権限に移るのかと思うが、この中で、区長に組織権限がないという文章の中に、要望調査にかかるヒアリングを実施して、市長に決めてもらうという話になっているが、区をつくるときに、区の特長というものを1年とか2年とかかけて審議して、冊子にまとめられて、それを基本に、ここででてくる区民会議が発足したときに、それをベースにその区としてどんな特長を持たせていくのかとか、区民会議としての役割をどうして

いくのかっていう議論を各区で重ねてきているはず。

今、その区民会議が4期目になって、区の特徴が相当にばらついているっていうか、先程おっしゃったような、地域振興に関しても、わたしがいる南区は何もないところというところから始まっているので、浦和区や大宮区のように歴史がありいろいろな地域振興のやり方も確立したものができているところと、そうでない新しい南区のような地域との差ができてきている。その場合に地域振興をどうするのかと考えたときに、行政が作ったものを「はいどうぞ」ってやるのはやめようという雰囲気は南区にはある。

その中で、防災に関してもそうだが、自治会さんや商店会さんのようないろいろな組織がいっしょにならないと、単体ではできないし、行政が「これやりました」っていうだけでは、成り立たないということが、市民レベルでもだんだんとわかってきている。

そういった中で、ヒアリングを最終的に区長が市長に対してするというのが、一番重要で、何を基に区長たちは市長たちに報告して、予算計上をするのかとところが一番重要かと思う。

その際に、区長たちが、どうかたちで区の調整を把握してきているのかが一番の問題点。区によって違うのか、区長の姿勢によって違うのか。区長は誰の話をきいて、市長に対してヒアリングをしているのかということの透明化というか。声の大きいものの声に通っているのか、いろいろな組織から吸い上げているのかということが一番重要。

(議長)

現行では議会に説明責任というものが、区長にはない。区長が議会に対して、予算を請求する権限を今回の会議の中で提言することによって、住民の発意を予算に反映させることについては、区内部で完結できる形になる。

今の御意見からすると、市民本位の地域振興とか自主企画をやっていこうとするなら、ある一定のレベルで区に完結させるべき。その方が、透明性が高くなり、市民に対する説明責任を全うできるからいいのではないかという結論。

予算編成については、議題として残されているので、そのときに今の御意見は使わせていただく。

(E委員)

コミュニティ課の活動内容が10区それぞれ違う。コミュニティ課が区民会議のことだけをやっているということではない。10区それぞれが。だから一度委員のみなさんがですね、10区のコミュニティ課の活動内容を資料としていただいた方がよろしいのではないかと。例えば、浦和区の場合は、区民まつりは全て市民がやっている。予算は申請して、補助はいただくが、行政側の人材は動かない。

それ以外にも、市民との発案で一緒にやることが多々あるので、コミュニティ課は、甘い見方かもしれないが、大変気の毒なほど用事がたくさんある。

(議長)

はい。全区のコミュニティ課の業務と具体的なその活動内容の一覧を作ってください…

(F委員)

確かに区によって違うと思う。見沼区もコミュニティ会議は、活発に行っていると思う。

自治会の代表者などが出て、拡大会議とか。それが、コミュニティ課の仕事なのかなと。

(事務局)

区政概要の73ページにコミュニティ課の仕事の内容が示されている。(1)コミュニティの振興に関すること。つまり、区の役割としてのひとつ。それから、市民自治活動に関すること。区民会議及びコミュニティ会議に関すること。区の自主事業の企画に関すること。区の主要事業の振興管理に関すること。区民への広報。これは市報の区版の編集。地域からの要望等の受付に関すること。地域の防犯に関すること。コミュニティセンターとの調整と公民館との調整。区によって、歴史的な成り立ちなどがちがうので、その辺の活動は当然ちがってくる。

(G委員)

私も、今まで出た意見については、全面的に賛成。

本庁の事務と区役所の事務の基本的な役割とあるが、どちらかというとな本庁は企画的な部門で、区役所は執行部門的と読めてしまう。先程の防災の話や、自主事業の話、地域振興の話などは、区だけで完結してできるものでもないのかなと。従って、役割分担の中で本庁の事務の中に、区役所の事務のフォローをするようなものを明確に分掌として示すべきだと思う。本庁は企画を起こして、それをやるのが区役所というのではなくて、本庁の事務の中に、区役所事務のフォローアップみたいなそういったやはり表現を入れていかないと、本庁と区役所がなんかいつまでも平行でぜんぜん接点がないような、そんな感じを持つので、委員会として成果物として出すのであれば、そういった位置づけを明記するということが必要。それによって、予算の問題等はまた別だろうが、執行の中で本庁の役割はより明確になってくる。

もう一つは、基本的な役割の中にキーワードとしていれるべきは、市民の満足度アップというのが最終的な目標。前回もちょっとお話したが、やはりいろいろな施策の中で、基本的な役割の最終的な効力は、やはり市民の満足度アップだと思う。どこか一番最初に表現されれば、より明確になってくる。

(議長)

確かに、常に本庁と区が、対立ないしは平行関係にあっては、市全体の総合的な利益には繋がらないし、個々の地域はあまり、疲弊するだけになるので、本庁と区の関係は、本庁が区を補完するというそういった考え方、確かにあったほうがいいと思う。本庁の補完機能というのは、本庁と区の事務配分のところの基本原則として入れたほうがいいのか。

それと、市民満足度をすごく意識した行政活動にしないではいけないというのは、本庁も区も当然だとは思いますが、これは、区役所の基本的な役割のあたりに入れたほうがよろしいか。

(D委員)

質問というか。今の補完するというところで、市の方たちが反論しないんで。

防災一つとっても、基本的には区は、ある意味窓口で、市全体で、防災計画がされている。例えばわたしたちが、防災について質問したいとか、講師を呼んで講座をやりたいとか、今現状の防災計画がどうなっているかと窓口で区に言えば、必ず市の方たちが来て、防災計画上こうなっています。じゃあ、こういうところが足りないんじゃないですかと提案するという形は今までも作ってきている。



だから、わたしが知っている限りは、役割分担は、区はあくまでも市全体の計画に関しては、窓口的なかたちで市になげるということは今までもできていると思っている。それをより充実した形で補完するという言葉を入れたほうがいいということであればいいが、対立しているかのようなことは、私は今まで感じたことはないので、その辺だけちょっと確認させていただきたい。

(G委員)

対立ということではないが。

(H委員)

わたしは現場で区長ってということで。例えば防災は、区独自でもやっている。これは10区全部同じだと思う。桜区の場合は全自治会が参加し、社会福祉協議会や民生委員さんも参加し、窓口は総務課でやっている。

自主事業としては、区のお祭りが予算が大きいけど、例えば桜区は、知的財産として埼玉大学がある。去年60周年ということで協働で講演会を行ったりといったような自主事業を行っている。区民会議でもそのようなことについては、話し合いをしている。

また、全自治会とか、PTA、学校が参加して、3月に同じ日に清掃活動をするクリーン活動というものを、予算が少ないながらやっている。

先程、対立とかそういう話があったけど、そういったことはいっさいない。

予算も、全自治会が参加する地区別懇談会や青少年育成会の総会、PTAなどの意見も聴取して、区民の方の意見を取り入れていて予算要求している。

1億あればありがたいし、大きなこともできると思うけど、予算が少ない中でも知恵を出し合っている。

(B委員)

やっていないという意味で申し上げるのではなく、規模があまりにも小さすぎませんかということ。拠点としたいというのが狙いであるならば、もっと大きくやるべきではないか。

それと、情報開示が下手。やっていても、知らない、知らされないという場面が非常に多くて、非常に不満がある。せっかくホームページがありながら、なんのためのホームページか。本庁の方に申し上げておきたい。ホームページはぜひ各区の自主裁量にお任せさせてほしい。見ていて、全く面白くない。各区全部同じで何の特色もない。これは、おそらく本庁で多分パターンを決めてルール化されている証拠であると思う。他市のものは見ていて面白いぐらいのレベルになっているところもある。それに引き換え、さいたま市は何の意味もなく、情報開示の役にも立たないと思う。

(議長)

区役所の基本的なやり方で、ひとつには、地域振興を考えたときに、予算の組織の変更も区に裁量を与えるべきだっという御意見だと思う。

それから、先程の補完については、対立しているということではなく本庁と区はそれぞれ役割分担を明確にし、両者の中に、本庁が区に補完をするということは、わたしたちの最も身近な区役所の活性度を高めるという意味で、本庁がフォローしてくれるということ。これは、今より建設的なフォローアップという意味での補完というのは、基本的な位置づけとして、あってもいいんじゃないかと思う。

また、完結的にサービス提供するということは異論がないところだと思うが、今、御意見にあったホームページ。行政の過程情報や結果情報を出していくことも、区に独自にやらせてもいいんじゃないかと。そのほうが区民にとってはおもしろいものになる可能性があるという具体的なアイデアがでた。

( I 委員 )

補完的な役割というのはもちろん大事だが、本庁と区役所の仕事の配分を明確にしながら、お互い、連携を取っていただきたい。その連携の意識をお互いに強く持っていただけるとよりいいのではないか。

また、拠点機関というのは、そこが主立ってやるというのではなく、市民を巻き込む中間支援的な拠点としている機関なのではないかと理解している。そこが、市民に開かれた行政を展開して行って、区政へ市民参加をすすめていくための拠点の機関として、区役所があるということも大事な視点だと思うので、これについても皆さんで議論を深めたほうがいいのではないか。

( 議長 )

新しい、視点。区役所は、市役所という大きな行政体と、区民、住民をつなぐ媒介機関であるということ。さまざまな活動や参加を促すための、媒介機関で、確かに拠点機関だと。

この拠点の中に、政治行政と区民を住民をつなぐ媒介機関装置であるということについてわたしは特に異論はないが、委員のみなさんはいかがか。

おそらくこの媒介機関であるということがはっきりすると、区が区民に対して、積極的に情報を開示していかなければいけない、コミュニティを促進するような活動を促していかなければいけない、あるいは、協力していかなければいけないというのは、媒介機関という位置づけによって、より明確になるというふうに考えればよいのでは。

特に異論がなければ、そういったものを少し文言上で明確に整理しておくということにしたいと思う。

区長の組織権限、人事配置権限について

( 事務局 )

資料 5 で、区役所の現在の組織と区役所職員の職務名を示させていただいた。

区役所の組織図について。区役所は、くらし応援室、区民生活部、健康福祉部の 3 部構成。

くらし応援室は、昨年 7 月に部相当の区長直属の機関として組織された。区政概要の 20 ページにあるように、市民相談、交通安全、情報公開の窓口、犬の狂犬病予防、街路灯やカーブミラーの整備、水道使用の申込、住宅用家屋証明等、生活に密着したサービスをここで行っている。

区民生活部は、5 課体制と支所が 16 か所。総務課は、総務・会計係と、選挙・統計系の 2 係制。大宮と浦和区に地区的な事情があるため、総務課の中に商工振興の窓口として、商工室がある。コミュニティ課は、企画係と地域活動系の 2 係制。区民課は、戸籍係、記録係。市民の窓口がある区もある。課税課は、市民税係と資産税系の 2 係制。収納課は、収納係。

健康福祉部は、4 課 1 保健センター体制。福祉課は、管理係、保護係。この 4 月から北区、大宮区、見沼区と岩槻区の 4 区につきましては、扱う件数が多いということがあり、保護第 1 係、第 2 係の二つの係になっている。支援課は、児童福祉係と障害福祉係。高齢介護課は、

高齢福祉係と介護保険係。保険年金課は、国保係と福祉医療係、年金係。保健センターは、保健所と兼務で、保健指導係と健康づくり係。

2番目に、区役所職員の職務名。

さいたま市は8級制をとっている。1級が主事、2級が主任、3級が係長とそのスタッフ職として、主査。4級職は、課長補佐とスタッフ職として主幹。5級は、課長と課内室の室長、スタッフ職として副参事。6級は、部長と室長、スタッフ職として参事。7級は、副区長とスタッフ職として副理事。8級は、本庁の局長と同じで、区長、スタッフ職として理事。  
(プロジェクトチーム)

総務課です。区長職務権限について、現状としては、市全体の組織権限は市長の専任事項となっており、区長には組織権限がない。区役所の組織改正については、区長の要望を踏まえまして、スクラップアンドビルドを原則といたしまして、簡素で効率的な組織体制を目指して、例年6月に組織要望調査、これは本庁・区役所の両方で行っているが、その後7月、8月にかけて、組織要望調査に係るヒアリングを実施している。その後、要望内容を十分検討の上、最終的には市長が決定をしている。

区役所の組織は、基本的には全区役所一律の組織体制になっている。

課題としては、社会経済情勢の変化や地域の特殊性を踏まえた行政課題に対して、区の自主性・独自性を発揮し、迅速・的確に対応できる仕組みとなっていないこと。

検討のポイントは、1点目、区民課業務や課税課業務などの市民サービスのよう、居住区以外でも手続きを行うことができるものについては課名を統一する必要がある。

2点目、組織権限の移譲により、区役所によっては組織体制にバラつきが発生する可能性がある。その際に市民の混乱を招かないよう考慮する必要がある。

(プロジェクトチーム)

区長の人事配置権限について、人事課から御説明させていただく。

現状として、人事権は市長だが、区長には、区に所属する主査以下の職員について、区内の各所属へ配置できる権限が付与されている。区長は与えられた職員について、必要に応じて再配置を実施しているということで、この4月も何人が区で再配置が行われているという実態がある。

課題としては、区の独自性・裁量性が発揮できるように若干制限されている現状の配置権限を見直そうということ。やはり世の中の情勢の変化、地域の特殊性、区民の声に、迅速、弾力的に対応を行う必要があるということで、権限を見直そうと考えている。

また、業務の繁閑や職員の資質に応じた配置が必要だろうということで、見直しを考えようということ。区の独自性・裁量性を発揮ができるために、拡大の方向で見直すということを考えている。

検討のポイントは、組織も際限なく、人も際限なくというわけにはいかない。いわゆる行革の視点。際ほども申し上げた、市長から与えられた職員の中でというのが原則になるかと思う。市で採用されたものなので、他の区へ異動、あるいは、本庁への異動ということも十分ある。市全体のバランスを考えて行う必要がある。

(C委員)

私は、区長の権限をもう少し大きくしたほうがいいんじゃないかと感じている。予算配分

で1億ぐらいの限度ではなかなかいろいろな事柄について対応できないと感じる。

人事権もせいぜい5級くらいまで区長権限でのせてもいいのではないか。

(B委員)

区長さんと同等クラスといわれている局長さんのレベルでは、組織権限、人事配置権限については、どうなっているか。

(プロジェクトチーム)

現状は、人事配置権限については、区長と局長は同じレベル。主査以下の人事配置権限は持っているが、係長以上の者については配置権限はない。

(B委員)

組織の方は。

(プロジェクトチーム)

組織については、何の権限もない。

(D委員)

区長になられると、最近マニフェストをみたいなものを出しているようだが、ああいうものは、普通はなる前に出すもの。現在の権限がない状態でマニフェストを出されても、区に対して、市民はどういうふうに対応するのかが全くよくわからない。さっきわたしがお話ししたような、ヒアリングだとかそういったときに、区長が市長に何を言って、どういうところにどういう予算配分をしたかは、実際、開けてみなければわからない。市はそれなりに市長が議会とやりあっているが。区に関しては、増やしたほうがいいという意見はあるが、その透明性というか、区長の独断で決めているのか、それともどんな根拠があって区長のマニフェストができていいのか、その辺がわたしは今ひとつ理解できない。

(H委員)

現場からの意見ということで。我々は政治家じゃないので、その辺はかなりのしぼりのあるなかで、いかに独自性を出すかと言うことで考えて作っております。3月の体制の中でまず骨格を作って、4月に入ってから課の意見を聞きながら、修正をかけて作っている。

なかなか、予算がないので、独自性を出すのが本当に難しいが、御協力いただかなくてはならないところには、こういうふうにやりたいんですけれどもということで御了解をいただきながら、あるいは、各団体でこういうのをやってもらいたいっていうのも、調整をしながらつくっているというのが現状。

あと、各課でそれぞれこうやりたいという目標もあるので、そういうものも入れながら集約して作っている。

(D委員)

そうすると、今までやってきた蓄積を続けるということ。

(H委員)

なかなか、やっぱり政治家じゃないんで、大胆なものっていうのは、正直難しい。

(G委員)

組織権限と人事配置権限というのは、実は、わたしは、非常に密接にかかわっていて、個別に議論すべきではない、一緒に考えるべきだという考え。例えば、人事配置権限と組織権限を、理想は一本化すれば一番いいだろうが、組織が大きくなればなるほど、当然のことな

がら、権限委譲が絶対に必要。区長さんのところにどこまで権限委譲するかという議論の中で、部長さんとか課長さんまで、区長さんの人事配置権限の範疇に入れるというのは、私はちょっと無理があると思う。なぜかという、課長さんというのは、一般事業法人で言えば、多分経営職階にあたる、いわゆる幹部だと思う。幹部の方の人事配置権限等については、やはり区長さんのところにまでおろしてしまうと、市役所全体の相対評価が絶対必要になってくると思うので、5級まで区長さんにとというのは、その点はちょっと。

組織権限と人事配置権限というのはやはり表裏一体。区長さんの権限は主査以下と係長以上とわかれているが、主査と係長は同じ3級。一体化するためには、少なくとも3級の係長・主査と一緒に区長さんにお任せするという形で、組織権限と人事配置権限がそこで一本化しているということが最低限必要だと思う。4級にするのか5級にするのかというところは、他の委員さんの御意見もあると思う。ただ、少なくとも3級のところがばらついていると、これは、ラインとスタッフの違いでそうなんだろうが、そこは少なくとも一本化して、区長さんにお任せするのは、3級というところで一線を引くというかたちで一本化した方がいいと思う。

(B委員)

ちょっと、前提条件が必要ではないかなと。前回、区長さんの任期という情報を教えていただいたが、いろいろばらついていた。組織・人事の権限を少なくとも行使するからには、それなりの期間が当然ながら必要になる。1年という任期の方は、全く関係ない。だから、区長さんの任期というのから考える必要があるのかなと。

わたしは、原則3年が良いのではないかと。市長さんが4年なので、それに順ずるという期間という意味あい、長からず、短からず、地域に根を下ろして業務に取り組んでいただけるとはならないかと思う。それが前提条件。

先程、組織と人事権とは密接で区分しがたいという御意見もあったが、わたしは組織は別でもいいんじゃないかなと。区役所の組織は少なくとも、課レベルではそう簡単に変わることは、余程の分権だとか何かいろいろな動向がなければ、すぐ対応するような必要性とか、機動性とかいう意味を以ても、あまり、考えにくいんじゃないかと思うので、係までの単位で組織権を持っていたらいいんじゃないか。それは、機動性とか地域の特性に応じた対応をやすくするというような意味あいがあると。

人事については、責任ある単位という、組織の中で、それぞれ、個々の組織、責任を持って業務に取り組むわけだが、市民対応とか責任の対外的な関係から言うならば、課単位以上ではないかと思う。したがって、課はある程度固定的になるかもしれないが、係はある程度機動的に権限を持ってもらって、人事については、課単位、ここでいうと、5級クラスまでの方の人事権は、やっぱり、責任と言うことを年頭においてするならば、必要ではないかというふう考える。

(G委員)

課のところはできないけれども、係のところは、区長さんに付与されているという認識でいたが。

(B委員)

係はあるんですか。

(事務局)

組織権限は、今、一切ないと。

(B委員)

ないんでしょ。だから、係までは与えてくださいと。

(議長)

組織権限については、一切無くて、基本的に人事の部分だけは、係長未満というか、主事、主査、主任までの3級はあるということ。

(C委員)

係長以下の人たちを、区長が全部細やかな目で、目が行き届くか。わたしは、その辺がちゃんと行き届いたんであれば、3級以下でもいいが。この辺は課長かなんかに聞かなきゃわかんないと思う。で、わかんない人が決めるっていうのは、おかしな話だと感じるが。

(議長)

確かに、組織が大きくなると、我々はそんなに把握できない。

人事というのは、組織と連動しているので、密接、不可分な関係にあることは前提だが。

例えば、3級以下まで、対象にしたら、人事上3級まで含めたらどうかというひとつの人事の案があった。当然、課長職以上というのは全体性や政治との関係というのも考えれば、区長の前提認識で、任期を3年にしたほうがいいというのも同じ意味あいになると思うが。ある意味では、課長以上は除くと、逆に係長までならいいんじゃないかという提案もあった。

それから、当然、もう一方では、組織では、課は固定しておいたほうがいいと、これは、事務局から出された提案の中でもそのとおりだった。

係については、区長に誘導的な組織権を与えてもいいのではないかと。

(D委員)

係長以下について、区長が人事配置権を持っている理由は。コミュニティ課ひとつとっても、全面的に窓口の対応をしているのは、係長と主査の方たちであって、主任とか、主事クラスの方たちではない。逆に言えば、係長、主査クラスの人たちは、他の上の方たちと同じような形で、私は、当然じゃないかなと思っている。例えば、何か手違いだとか、大変な市民からの苦情がきた場合に、主事の方たちとか、主任の方たちの、いろんな処遇というんですか、そういったものを区長が持っているということなのか、それとも、単なる配置ということができるといことなのか、その辺のことがよくわからないが。

(プロジェクトチーム)

例えば、コミュニティ課にいる主事、主任、主査という職員を、例えば、明日から総務課に配置するということ是可以する。同じように、課税課にいる職員をコミュニティ課に配置することもできる。ところが、係長については、組織が係というものがありますから、その中に係長さんを、何々係長さんにするという事は、区長はできない。

ところが、主査以下の職員については、明日からでも、どここの課へ配置することができる。繁忙期の対応や急に病気や何かで休職をしてしまうとか、そういったときの対応のために、隣から応援してもらおうとか、そういった意味あいを込めて、流動的な配置ができるようになっているが、それを、区の独自性あるいは自主性ということで、係長や課長まで、区長が動かせるということができるようになればということで、この御提案をさせていただい

た。

(D委員)

流動性をよくするということ。

(議長)

10年とか15年とか、キャリアを積んで窓口で対応するというのは、当たり前といえば、当たり前。結局、新人の人はわかりませんから。ちなみに、権限自体は、首長の権限なので、委譲すればできるが、最終責任までは委譲はできない。実務上は委譲は可能だが、責任の所在だけは市長に残る。首長が一手に全部握っている権限の中から、人と組織について、どれほどまでなら、全体の組織の生産性を損ねずに、個人の意欲を損ねずに、効率化できるか。その時に、区長にどこまであたえればいいのかということ。

現行で考えられているレベルっていうのが、係長以上はやっぱり全体的な部分で考えたほうがいいと。よって、3級までが妥当ではないかという、極めて、現実的な提案。今ないことを考えれば、はるかに前進だろうという提案。これについて、我々の一つの案は、係長くらいまではいいんじゃないか、というもの。ただ、これも前提は、係長を隣の係長にという場合、それぞれの責任者を取り替えるということになるので、その係長は、すぐさま専門家にはなれない。だから、その責任を負わせる役職についての方の異動は、ある程度難しいんじゃないかということだが。

(G委員)

組織権限の中で、係まで区長さんと、わたしちょっと勘違いしてましたけれども、今何も権限がなければ、係までは権限を区長さんに付与するというのは賛成。であれば、新しい係を区長さん独自の考えで作ったがその係長さんを自分で決められないというのは、非常にアンバランス。組織と人事権限はやっぱり、一体化するべきだと思う。

(議長)

つまり、昇任・昇格も連動したほうが、そういう権限も。

(G委員)

昇任・昇格の話となると、ちょっと違うだろうが、組織権限と人事配置権限については、一体にしたいと。

(J委員)

これから区役所の方に窓口業務が行く中で、10区がそれぞれ、地区の課題というのも違う。その中で、区長さんがどういうふうに柔軟に、人の面、あるいは、組織の面で采配がふるえるのかなというようなところで、今回の権限の拡大が検討されている。

ただ、一方で、先程お話があったとおり、際限なく組織ができれば、人員不足をきたす。全体の中で、区長さんが迅速かつ課題に柔軟に対応した組織に、人員配置をしていくことが、一番有効なのか、あるいは効率的なのか、というふうなところで多分議論がこれだけなのだろうと思う。

(議長)

係までは組織の編成権を与えたらどうかという一方で、人事権については、係長の人事配置権までは及ばないということ。だから、その矛盾は、ある程度整合化したほうがいいという話。昇任・昇格は別として。ということは、係長級の職員、係長さんでも、A係からB

係に異動というの、下のスタッフも含めて、裁量権を区長に与えるべきだという考えだと思う。

これは、昇任・昇格が伴わなければならないということと、当然適任者が対応できるという前提の下で、成立すると思う。適任者がいて、ちゃんと業務が対応できるという。

(K委員)

本庁の局長と、区長の違いというのは、予算の要求権とそのあとの決算。この権限が区長にはない。それ以外の組織と人事については、本庁の局長と全く同じ。

今回の、権限の委任の仕方というのは、区が地域振興の拠点としての機能として、どこまで区長独自に権限を与えたいのかということで、このあり方検討委員会で御議論いただいていると理解しているので、ひとつには、予算という大きな問題がある。それさえ実現すれば、現在に比べれば、相当の権限を持つようになると思う。それに加えて、本庁の局長にはない、予算と人事権をどこまでっていうと、やっぱり、職員数も160~200人という状況の中では、かなり、人事権を全部持つといっても、具体的には、主任、それから、主事クラスのところの臨機応変な対応が人事権の限界というか範囲かなと思える。

組織については、今、事務をどうするかという議論がぜんぜんなされていないのでなんとも言えないが、例えば、観光とか商工業とか農業とか、これを全部今本庁でやろうとしているから、いろいろな問題がでてくるんで、例えば、これを区に下ろしたときに、では、区独自の観光政策があるんだろうかというふうな議論も、この場で十分にやっていただかないと、区の振興そのものが議論できないんじゃないか。

ひとつは予算をどうするのか、それから、それに付随した、人事と組織をどうするのか、それと、事務分掌として、防災の関係とか、観光、商工業、農業とか、地域の区によって特性はたくさんあるので、そういったところの事務をどこでやったらいいんだろうと、この議論をまず進めてもらえば、かなりいい線で権限の委任っていうのはできると思うが。

(議長)

確かに、結局、さいたま市っていう市はあるんだけど、内実は、元の自治体に戻るのねっていう感じがしないでもないが。まあ、10区に増えるっていう、昔の市よりは細分化されて地域自治がすすめられるという点では、大きな違いがあると思うが。

予算は、別の機会に、編成権ということで議題になっているので、その時に知恵を絞っていただくことにして、今日は、局長と区長という整理をしていただいたので、非常にわかりやすくなったと思う。

人と組織という二つを連動して考えようとする、どんな仕事を必要とするかということを考えなくてはいけなくなる。組織を、今の仕事をこなしていくために、あるいは、スタッフの余分な力を別に向けられるような、余裕のある組織に変えていこうとしたときの区長の権限ということ。

ひとつの論点は級のレベルで考えると、係レベルで議論を終結させるか、課まで入るのか。そういったところが、大きな争点になっていると思う。対象レベルをどこにするかっていうのは、級でいうと、3級ということですが、このあたり、人と組織、線を引くべきかどうかということだと思うが。

(B委員)



区の仕事、観光・農業という話があった。わたしが冒頭に申し上げた、拠点というのはんなのか、地域振興の拠点としての区役所の役割という中で、そういうのが入っている。コミュニティ会議だとか区民会議だとか、あのレベルで振興、とてもじゃないが聞いていられない。組織体としての、区役所のあり方っていうものを考えた上で、先程申し上げた、人事権というのは、やっぱり課長さんまであるべきなんじゃないか。

( K 委員 )

究極に掘り下げて言うと、今まで区になかった政策は、事務分掌分担では本庁で、区は現場としての事業を推進するところであって、区民の皆さまの最前線の拠点ということ。

今回権限の委任の関係で、一番議論されるべき内容は、先程おっしゃっていただいた地域政策みたいなものをどうするんだという部分をしっかりと整理していただかないと、人事権、予算の執行権・要求権、それから組織権というのは、そこにやっぱり原点が帰っていくのかなという感じがしているので、地域の独自性、区間競争といったことをやる上では、政策をどうするんだという部分を詰めていただかないとなかなか議論ができないと感じている。

( 議長 )

前提は対人サービスということ、窓口という。そこに、それ以外の本庁でやっているような観光とか全てという話になると、完全な総合拠点になると、こういったことでよろしいのかと。

( K 委員 )

ちょっと、表現が難しいが、例えば、ひとつの観光事業として、10の業務があるとすれば、8については区、2についての10区総合調整みたいなものを本庁とか、そういった役割機能で。本庁で10やっているという事務がとても多い。それを5なり6なりを区に持って行って、その中に地域政策も入るべきという観点で事務の分掌を決めていければ、ある程度役割分担で相互支援とか、相互連携とかいう点も整理できていくのかと。

今、残念ながら、ひとつの事務がありますと、これは区、これは本庁と、そういう仕切りが多いもんですから、それをどうするかという部分の議論が、ある程度委員の皆さまからいただかないと、なかなか権限委譲も整理つかないかなという感じがしている。

( 議長 )

言うのはたやすいが、やれないことを受けて本当にいいんですかっていうことになるので、市の方も。我々言いたい放題言ったところで、結果として、いつもどおりじゃないかというのは無意味なので。

今までは対人サービスに唯一総合拠点的なイメージのもので、自主企画みたいなところで、そこが唯一の地域振興をやるのりしろだった。だけど、そうではなくて、基本的には、もっと抜本的に、観光、農業、商業といった部分でも、区に必要かどうか。総合的な、本当に役に立つ区役所を作るならば、あったほうがいいと思う。ただ、その中でも、こういったものが特に皆さん方が必要なのかというのは、ちょっと次回の会議まで市政概要で他にどんな仕事があるのかみていただいて、大雑把でも目途をつけて行って、こういった行政分野も必要だというふうにちょっと御意見をいただくということにさせていただければ。

併せて、今日の人事権と組織の配置権というのを、その役割分担がある程度自分の中で想定されると、やっぱりどこまであったほうがいいのかというのが見えてくるので、次回の会

議のときに、今日の議論をより発展させていきたいと思う。

その他

- ・第4回、第5回委員会日程・会場について、事務局から説明

第4回委員会 日時 5月26日(水)午後1時30分

会場 第二別館 1階 第1会議室

第5回委員会 日程 7月7日(水)

会場 第二別館 2階 第3会議室

- ・議事録の作成について、事務局から説明
- ・今後の委員会開催日程について、事務局から説明

(A委員)

すみません、最後にひとつだけ。さいたま市の区役所については、さいたま市ができてから2年後に政令指定都市になり、そのときにさいたま市の区役所はどうあるべきかということを中心に議論し、他の政令指定都市では、小さい区役所、中くらいの区役所、大きい区役所という位置づけをしているが、さいたま市では大きい区役所、大区役所制ということで、今、実際に運営している。

見沼区役所のような新しくできた区役所に新たに業務が加わったとして、今の建物のボリュームの中で、それが受け皿として物理的に可能かどうか、その辺のところと、先程言った、大区役所制にプラスアルファ、もっと多くの業務が区役所に下りることが可能かどうか、その辺を次回事務局の方からお話しただければ。

(議長)

事務局の方で、それについて資料の準備を。それから、PTの皆さんの方も、それぞれこの間膨大な資料の方があきながら、なかなかまだ処理が大変だとは思いますが、実務ベースでも区でできるか否かということを検討したものをそろそろ次の会議には出せるように奮闘していただければ。

(K委員)

市長がいろいろ言っているのは、選択と集中。区にどれだけ持っていくかということに併せて、区からどれだけ吸い上げるか。税関係は税務センターみたいなものを作れば、いろいろ部分で市民サービスが向上される事務もある。選択と集中で、集中すべき事務がどんなのがあって、区から吸い上げたほうがいいのか、ちょっと短時間で事務局でできるかどうかかわからないが、大まかなフレームぐらいはお示しになっていただければ、見通しがつくのかなと思う。

(議長)

基本的には、事務配分の基本原則まで、基本方針に従えば、あとは、それに事務を適用していただく。既存の今日の資料の説明にあったようなアイウエ、そういった部分をより具体的に検討して確定するという。それ以上委員会の我々の部分でできないと思う。基本的には、配分の基本原則、方針、視点というものを明確にすると。

これは、前回の会議のときも、専門性の高いような、例えば建築確認のようなものが全区に必要かと、いったような場合、全区に設けなくても、集中でいいだろうというのがあったと思う。そういう意味では、配分の基本原則を徹底して、吟味するというを事務局の方

でも、PTの方でもしっかりと想定して、それに対して、委員会の方にかけて、出していた  
だければと思う。検討課題のひとつということで、明確にさせていただくということで。

(午後4時閉会)